

読谷村放課後児童クラブ（(仮称) 渡慶次学童クラブ）

指定管理業務仕様書

令和3年6月

読谷村役場

健康福祉部こども未来課

目次

1. 趣旨	… 1
2. 施設の管理・運営に関する基本的な考え方	… 1
3. 施設の概要	… 1
4. 指定管理期間	… 2
5. 法令等の遵守	… 2
6. 定員	… 2
7. 対象児童	… 2
8. 業務内容	… 2
9. 職員の配置	… 3
10. 保育料等	… 3
11. 帳簿等の取扱について	… 4
12. 備品の取扱について	… 4
13. 施設の修繕に係る費用負担について	… 4
14. 原状回復について	… 4
15. 協定の締結	… 4

1 趣旨

この仕様書は、読谷村放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例（以下「設置及び管理条例」という。）、読谷村放課後児童健全育成事業の設備及び管理に関する条例（以下「設備及び管理条例」という。）に定めるものの他、指定管理者が行う業務内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 施設の管理・運営に関する基本的な考え方

施設を管理するにあたり、次に掲げる項目に沿っておこなうこと。

- (1) 利用者（児童及びその保護者）との連携を密にし、児童の安全確保を第一とすること。
- (2) 公の施設であることを念頭におき、公平な運営を行うこと。また小学校の敷地内にあるという事を活用し、小学校と連携・協力し、児童に必要な環境整備・事業実施に努めること。
- (3) 個人情報の保護を徹底し、有効な管理体制を確立すること。
- (4) 利用者（児童及びその保護者）に対するアンケートや苦情・意見の受付窓口を活用し、サービス向上に努めること。
- (5) 施設や備品の適切な維持管理及び経費の縮減が図られること。

3 施設の概要

- (1) 名 称：(仮称) 渡慶次学童クラブ
- (2) 所 在 地：読谷村字瀬名波510
(渡慶次小学校敷地内旧給食調理場)
- (3) 建 物 構 造：鉄筋コンクリート造 延べ面積169.834㎡
- (4) 主 な 施 設 内 容：学童専用スペース・トイレ・手洗い場・休憩室・事務スペース他

4 指定管理期間

指定管理期間は、令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間とする。ただし、指定管理期間前に開所準備期間を設けるものとする。

5 法令等の遵守

管理運営に関しては、本仕様書のほか、次の各号に掲げる法令に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法
- (2) 読谷村個人情報保護条例
- (3) 読谷村公の施設における指定管理者の指定手続きに関する条例
- (4) 読谷村放課後児童クラブ設置及び管理条例
- (5) 読谷村放課後児童健全育成事業の設備及び管理に関する条例
- (6) 放課後児童クラブ運営ガイドライン（厚生労働省発）等、関係法令を遵守し、本村の放課後児童健全育成事業の充実に努めること

6 定員

利用定員は40名

7 対象児童

設置及び管理条例第7条の定めによる。

放課後児童クラブに入所することができる児童は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 読谷村内に住所を有している児童
- (2) 渡慶次小学校に在籍する小学校1年生から6年生までの児童。ただし、定員に空きがある場合は他校の児童の受け入れも可能とするが、村と協議すること。
- (3) 保護者が労働等により昼間家庭にいない児童
上記の規定にかかわらず、村立小学校の児童であって心身の障がい、家庭の状況、その他やむをえない事情があると指定管理者が認める児童は入所することができるものとする。その際は、障がいのある児童には、特に配慮すること。

8 業務内容

(1) 設置及び管理条例第11条に規定する業務

- ア 児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定に関すること。
- イ 遊びや生活の場を提供し意欲や態度の形成に関すること。

- ウ 遊びを通して自主性や社会性、創造性の向上に関すること。
- エ 児童の活動状況の把握及び家族への連絡に関すること。
- オ その他児童の健全育成上必要な事業に関すること。
- (2) 設置及び管理条例5条に規定する入所の承認に関する業務
 - ア 放課後児童クラブの入所の承認及び不承認に関すること。
- (3) 放課後児童クラブの施設及び設備の維持管理に関する業務
 - ア 施設及び付帯設備の維持管理に関すること。
 - イ 施設及び付帯設備の小規模な修繕に関すること。
 - ウ 防犯・防災対策に関すること。
 - エ 日常的に必要な備品、消耗品の維持管理に関すること。
 - オ その他施設の維持管理に関すること。
- (4) その他村長が必要と認める業務
 - ア 放課後児童クラブの保育料に関すること。(徴収等)
 - イ 運営に係る苦情申立窓口に関すること。
 - ウ 利用者アンケートを実施すること。
 - エ 村が行うモニタリングや立ち入り調査等に協力すること。
 - オ 事故等について、村に報告すること。
 - カ 利用者や職員に係る保険等に加入すること。

9 職員の配置について

放課後児童健全育成事業の実施にあたっては、1支援単位ごとの職員配置について、読谷村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、次のとおりとする。

- (1) 放課後児童支援員の数は、1支援単位2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。
- (2) 放課後児童支援員は都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。
- (3) 障がい児を受け入れる場合にあつては、障がいの内容等により必要に応じた職員配置を行うこと。

10 保育料等について

保育料の金額については、設置及び管理条例第9条の定めによる。保育料は、入所児童1人につき設置及び管理条例別表に掲げる額を超えない範囲内において、指定管理者があらかじめ村長の承認を得て定めるものとする。

11 帳簿等の取扱いについて

- (1) 委託業務で作成した帳簿等は、事業を実施した翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- (2) 指定期間満了後20日以内に、委託業務で作成した帳簿等（電子的記録媒体で保管・管理しているものを含む）を読谷村に引き渡さなければならない。ただし、引継ぎや検査等で村が必要とした場合は指定期間中でも引き渡さなければならない。
- (3) 個人情報が含まれる帳簿等（電子的記録媒体で保管・管理しているものを含む。）は鍵のかかる保管場所で管理し、取扱いできるものを予め最小限に指定すること。

12 備品の取り扱いについて

- (1) 施設に付帯する備品は、原則無償貸与とする。
- (2) 委託業務に新たに購入する備品については、指定管理の負担とし、施設への工事を伴うものについては、村と事前協議すること。
- (3) 所有や管理について疑義が生じる場合は、村と指定管理者で協議し決定するものとする。

13 施設の修繕に係る費用負担について

指定管理者は、管理を委託された施設について破損等があった場合、10万円（消費税及び地方消費税を含む）未満の修繕及び、指定管理者の責めに帰すべき破損等については、そのすべてについて修繕費用を負担し、利用者が快適に施設を利用できるよう施設の維持管理・保全しなければならない。

14 原状回復について

指定管理者は、その指定管理の期間が満了したとき、指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、村長の承認を得たときは、この限りでない。

15 協定及び覚書について

議会の議決を経て指定管理の指定を受けた団体は、読谷村と協議し、「協定」を締結する。また、施設の利用にあたり必要な場合は渡慶次小学校と協議し、「覚書」を締結すること。

- (1) 協定の主な内容

- イ 指定管理期間に関する事項
 - ウ 本業務の範囲
 - エ 事業に係る保育料に関する事項
 - オ 指定管理委託料に関する事項
 - カ 損害賠償等に関する事項
 - キ 個人情報の保護及び情報公開に関する事項
 - ク 備品の取り扱いに関する事項
 - ケ 事業計画及び事業報告に関する事項
 - コ 再委託の禁止に関する事項
 - サ その他指定管理業務委託にあたり必要と定める事項
- (2) 覚書の主な内容は、学校と協議して締結すること。